

支給認定申請書に添付する書類

最低条件：月60時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）の保育に当たれない状況

保護者の状況等	必要書類	その他事項
勤務者の場合	「勤務（している）証明書」 ※勤務開始日以前に証明されたものは「勤務（予定）証明書」となります。勤務開始後に、改めて「勤務（している）証明書」を御提出ください。	証明者が本人又は親族（3親等以内）の場合は親族以外の第三者の証明が必要です。
育児休業中の場合	「勤務（している）証明書」 ※育児休業期間を記入してください。	
出産の場合	母子健康手帳の写し （表紙＋出産予定日のわかるページ）	
自営業従事者の場合	「自営業申立書」 ※専従者の場合は「専従者」の欄に氏名等を記入してください。	
農業従事者の場合	「農業申立書」 ※専従者の場合は「専従者」の欄に氏名等を記入してください。 ※農作面積30アール（畝）以上（休耕面積を除く）で、販売や出荷をして収入を得ていることが条件です。	親族以外の第三者の証明が必要です。
内職の場合	「内職証明書」	証明者が本人又は親族（3親等以外）の場合は親族以外の第三者の証明が必要です。
疾病者の介助の場合	「診断書（介護）」 又は「介護保険被保険者証の写し」	
病気・障がいがある場合	「診断書（本人）」又は 「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書などの写し」	証明書に期間の定めがある場合には、その期間内での認定となります。
学生の場合	「在学証明書（所属機関の様式）」 及び「カリキュラム」 ※在学証明書は在学年が判るものが必要です。 ※自宅学習（放送大学、通信制大学を含む）は認められません。 ※国公立又は学校法人の運営する学校に限ります。	1日6時間以上かつ月15日以上の在校が条件です。認定期間は卒業予定日までとなります。
求職中または事業準備中で就労後児童の保育ができない場合	「就労予定申立書」	認定期間内に就労開始を証明できる書類をご提出いただければ、期間を延長することができます。
その他の場合	幼児保育課に確認してください。	